

# 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の**賃金規定等**を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合助成します。

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

有期雇用労働者等	有期雇用労働者	期間の定めのある労働契約を締結する労働者をいいます。
	無期雇用労働者	期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、 <b>通常の労働者</b> （正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員） <u>以外の者</u> （通常の労働者に適用される労働条件が適用されていないことが確認できる者）をいいます。

## ■ 支給額

	3 % 以上 4 % 未満	4 % 以上 5 % 未満	5 % 以上 6 % 未満	6 % 以上
中小企業	4万円	5万円	6万5,000円	7万円
大企業	2万6,000円	3万3,000円	4万3,000円	4万6,000円

## ？ 賃金規定等とは

※ 1人当たりの助成額

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円  ※「等級（〇級）」の他、「見習い」、「一般」、「中堅」等の名称の区分でも可。

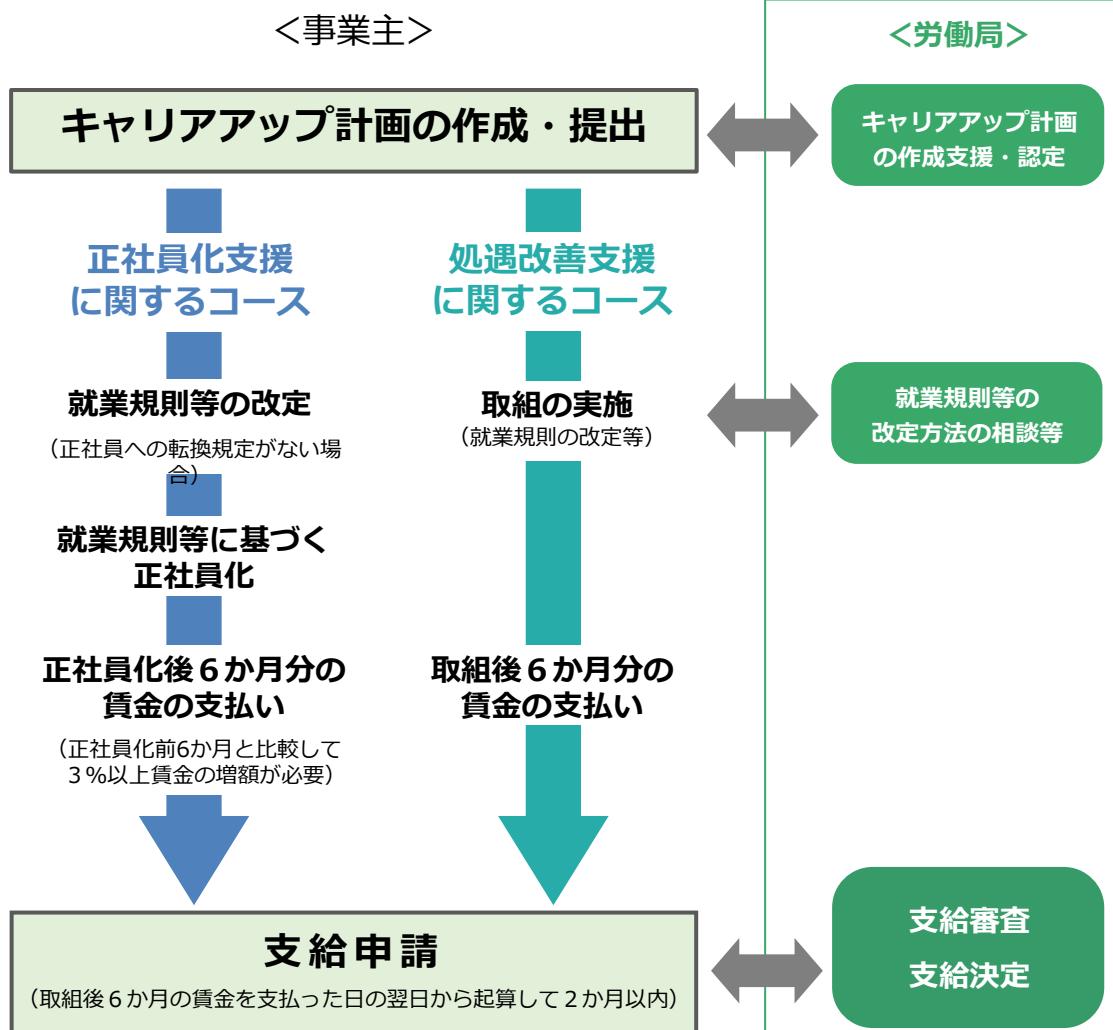
<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
..	..	..
9	1,270円	1,310円
10	1,290円	1,330円



3%以上UP！

## ■キャリアアップ助成金の申請までの流れ



「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては  
各コースの実施日の前日までに  
**「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。